

**協議会等の規約及び体制変更案、および、斐伊川水系生態系ネットワーク全体構想(案)
に関する意見照会結果**

本協議会資料 1（協議会の規約の変更等について）、資料 2（斐伊川水系生態系ネットワーク全体構想（案）について）の作成にあたっては、事前に各委員に意見照会を行った。

結果、5 団体から、資料 1 について 10 件、資料 2 について 5 件、計 15 件の意見提出があった。

各ご意見を踏まえた修正結果については、資料 1，参考資料 2 を参照いただきたい。

以下に、いただいた意見内容等と、それに対する考え方を整理した。

資料 1 協議会の規約の変更等について

No.	ページ	意見および理由	意見に対する考え方				
協議会規約（案）に関する意見等							
1	1	第6条について、第7条別表二においてはワーキングの名称を記載していることから、同じように第6条でも圏域部会名を記載した方が分かりやすいのではないかと。	意見を踏まえ、圏域部会の名称を、対象範囲、目的とあわせて示す別表二を新たに挿入する（以下の通り）。また、この修正に伴い、別表二（ワーキングの名称と目的（第7条関係））は別表三とする。				
		（圏域部会の設置等） 第6条 協議会には、協議会規約の第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題に関する検討を行う別表二の圏域部会を置くことができる。					
		別表二 圏域部会の名称と検討対象区域（第6条関係） <table><tr><th>名称</th><th>検討範囲・目的</th></tr><tr><td>中海・宍道湖圏域部会</td><td>鳥取県米子市および境港市、並びに島根県松江市、出雲市および安来市を合わせた区域における課題に対する検討を行う。</td></tr><tr><td>出雲・雲南圏域部会</td><td>島根県出雲市、雲南市、飯南町および奥出雲町を合わせた区域における課題に対する検討を行う。</td></tr></table>		名称	検討範囲・目的	中海・宍道湖圏域部会	鳥取県米子市および境港市、並びに島根県松江市、出雲市および安来市を合わせた区域における課題に対する検討を行う。
名称	検討範囲・目的						
中海・宍道湖圏域部会	鳥取県米子市および境港市、並びに島根県松江市、出雲市および安来市を合わせた区域における課題に対する検討を行う。						
出雲・雲南圏域部会	島根県出雲市、雲南市、飯南町および奥出雲町を合わせた区域における課題に対する検討を行う。						
2	2	第7条第2項「ワーキングは、協議会の会長、および圏域部会長の協議により～」とあるが、圏域部会長も必須の方がよいのか。	各圏域の課題についても検討を行うため、圏域部会長も必須としている。				

3	2	第7条第3項「～開催の都度事務局が定めるものとする」とあるが、議事等については、事務局ではなく、「協議会の会長または圏域部会長が定めるものとする」もしくは、「別途定めるものとする」が適当ではないか。	ワーキングは協議会長と、圏域部会長の協議により設置することとしており、ワーキング設置に至った課題やテーマによって議論する内容や出席者がその都度変わることが予想されるため、第7条3項をこのような記載にしたところ。
4	2	WGのメンバーをはっきりさせていただけたらと思います。	ワーキングの構成、事務局など、運営上必要な体制や事項について定めるかは、今後、検討・調整したいと考えている。
5	3	別表一について、関係団体や関係行政機関は、役職者が短い期間で交代することも想定されるため、氏名記載はせず、役職のみの記載でいいのではないか。	委員委嘱は個人宛に行い、氏名記載をしているため、変更しない。
6	4	第7条別表二中の「農地環境ワーキング」の目的について、「大型水鳥類の生息環境改善に資する農業の手法や効果的な普及方法等について検討を行う。」を「大型水鳥類の生息環境改善に資する農業の手法や効果的な <u>導入</u> 方法等について検討を行う。」への変更。 <理由> ・全体構想の「5. 取り組みの課題」中の「農業振興に関する課題」の中で、農法の導入が取り上げられているため。	「普及方法等」の中に、「導入方法」も含まれていると考えているため、変更しない。
7	4	本協議会で取り扱う内容のうち農業に関しては、ハード整備よりも、営農との関わり合いが深いものと思料されます。つきましては、協議会及び協議会の中に設置するワーキングの内容に応じた担当課が参加することが、協議会の目的を推進する上で望ましいと考えておりますので、必要に応じて貴所から本県の営農部門に対して協議会の趣旨等をご説明いただきたく存じます。	ワーキング毎にその議論内容に応じてその都度、出席者が変わると考えており、協議会における課題等の説明を実施する。

中海・宍道湖圏域部会規約（案）に関する意見等			
8	6	第5条 （原文）部会の事務局は、 <u>雲南市</u> に置く。 （修正案）部会の事務局は、 <u>米子市</u> に置く。	「雲南市」は誤植であったため、修正する。 なお、中海・宍道湖圏域部会の事務局は米子市とは定まっていないことから、以下のように修正した。 第5条 部会の事務局は、 <u>部会を構成する委員による協議の上、定めるものとする。</u>
9	6	第5条について、「事務局は雲南市」は、誤りではないか。	
10	6	第5条 「雲南市」になっている。（錯誤）	

資料2 斐伊川水系生態系ネットワーク全体構想（案）について

No.	ページ	意見および理由	意見に対する考え方
1	1	「はじめに」最終段落 「それを取り巻く2県6市2町」 →「2県6市2町にまたがる斐伊川水系全体の」	斐伊川水系だけではなく、斐伊川水系と各県市町、圏域それぞれの望む姿と、今後の取り組みについてまとめたものであるため、現行の表現とした。
2	19	「2019年3月策定（予定）」 →「（予定）」を削除	意見を踏まえ、（予定）を削除した。
3	20	目的「斐伊川水系における大型水鳥と共に生きる魅力的な流域づくりを目指す」 →「流域づくり」でとめるか。または「流域を目指す」でどうか	意見を踏まえ、「を目指す」を削除した。
4	32	圏域部会の事務局は、地方自治体ではなく、出雲河川事務所で担った方が情報共有等もしやすいのではないか。	出雲河川事務所の管轄外の課題が主な議題となるため、地方自治体を事務局としている。
5	その他	全体構想の文章に書き込む必要はありませんが、国指定宍道湖鳥獣保護区及び国指定中海鳥獣保護区の特別保護地区内において、工作物の新築、水面の埋め立て等を行う場合は、事業実施の前に時間的余裕をもって当所と調整頂くようお願いいたします。というのは、今後、鳥類のねぐら・休息場所の確保のため、特に斐伊川河口での浅場の確保などが行われていく可能性があると思いますので。	国指定宍道湖鳥獣保護区及び国指定中海鳥獣保護区の特別保護地区内において、工作物の新築、水面の埋め立て等を行う場合は、関係機関・団体との必要な協議を適切に実施する。